

仕 様 書

1. 趣旨

本事業は、「檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル募集要項」にある事業目的を達成する施設の設計、施工等を委託するものである。

2. 事業名称

檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事

3. 事業内容

(1) 施工場所

- | | |
|--------|---|
| ① 所在地 | 福島県双葉郡檜葉町大字上小埜字戸崎地内(事業用地位置図のとおり) |
| ② 敷地面積 | 6,500 m ² |
| ③ 現況 | 宅地予定(農地転用申請予定、開発行為申請中) |
| ④ その他 | 上水道 事業用地内に上水道管を設置予定。
(造成工事対応)
下水道 事業用地内に下水道公共枿を設置予定。
(造成工事対応)
都市計画区域 都市計画区域内 非線引き都市計画区域
地質調査 参考資料あり(詳細調査は本事業とする) |

(2) 業務概要

- ① 本業務に関する全ての施設及びその他附帯設備の実施設計の作成
- ② 本業務に関する全ての施工
- ③ 本業務に関する全ての工事に関する書類の作成
- ④ 本業務に関する全ての調査及び申請業務(費用負担含む)
- ⑤ その他本事業で必要な業務

(3) 施設概要

本施設は、水稻苗 20,000 箱用の種籾処理・播種・出芽・緑化・硬化に対応できる施設とする。設備前提条件等は、現地説明会時配布の基本計画書のとおりとする。

(4) 予定工期

契約締結日から平成 30 年 12 月 21 日(金)

4. 提出書類

- ① 着工届
- ② 現場代理人・監理(主任)技術者届
- ③ 工程表
- ④ 工事完成届
- ⑤ 工事引渡書
- ⑥ 竣工書類一式(指示のあるもの)
- ⑦ その他事業に必要な書類等

5. 方法及び手順について

(1) 実施設計書の作成について

実施設計書を作成するに当たって、参考とする土木・建築関係事業の単価については、以下の福島県土木部の公表図書等を参考にして作成すること。それ以外の資料を参考に積算した場合は、その根拠を記入すること。

- ・設計業務等標準積算基準
- ・建築関係工事積算基準
- ・その他福島県土木部で公表している積算資料及び基準

(2) 安全対策、準備工について

- ① 近隣への周知は、着工前に近隣への周知を行うこと。
- ② 作業員の安全対策として、土壌中の放射性物質の飛散が考えられる場合、作業員に対し、マスク等の着用指示し内部被ばくを防止するように努めること。
- ③ 建設機械の選定において、業務目的に使用する建設機械等については、特に指定しないため、各社現場状況に応じて判断すること。
- ④ 防塵対策においては、周辺住宅に配慮し、散水等の対策を実施すること。

(3) 作業工程

- ① 作業中にコンクリート殻など、中間処理が可能な物が発生した場合は、檜葉町担当課職員に確認を求めた後に、適切な処理すること。
- ② 埋蔵文化財が検出された場合は、速やかに担当課に報告し、指示を受けること。
- ③ 施工中、支障となる事項が発生した場合は、檜葉町担当課職員と協議を行い、指示を受けること。
- ④ 当初に計画されていないものや数量を自社の判断で施工した場合は、変更の対象とならない場合があるため、必ず檜葉町担当課職員と協議すること。

6. 検査

完了検査を受ける場合には、竣工書類を準備しておくものとし、現場責任者の立会いのうえ、検査を受けなければならない。

7. 環境への配慮

檜葉町の環境マネジメント活動について理解、協力し檜葉町環境基本計画に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. 関係法令等の遵守

業務に当たり、関係法令を遵守し、安全確保に努める内容とすること。

関係諸手続きの主な窓口は、檜葉町、福島県相双地方振興局、福島県相双建設事務所、檜葉消防署等となるので、事前協議を含め十分な対応を行うこと。

(想定される諸手続き)

- ・建築基準法及び消防法による建築確認申請書
- ・福島県屋外広告物条例による届出書
- ・建築物省エネ法による申請書